

引きこもり法制化元年

皆で一緒に前進させよう！

旅立ち

NPO 法人(内閣府認証)全国引きこもり KHJ 親の会(家族会連合会)代表 奥山 雅久
第 53 号 発行日 平成 21 年 11 月 1 日 〒 339-0057 埼玉県さいたま市岩槻区本町 1-3-3
(隔月発刊) FAX 048-758-5705 ホームページ <http://www.khj-h.com>

11 月の「仙台大会」や日々の取組みで新法を知り、発展させよう！

引きこもりの未来に大きな光を！

新法「子ども・若者育成支援 の概要について

推進法」

■法律の概要

すでに「旅立ち」51・52号で「二一ト」や「ひきこもり」などを対象とした基本法的性格の法律が成立したことはご承知の通りです。ここで全5章34条からなる法文を逐一紹介することはできませんが、第5回「全代研」・仙台大会のテーマの副題として、新法を学び、参画し、発展させよう、を掲げましたので、ごく簡潔にその概要とKHJ親の会の課題を紹介いたします。

＊法制定の目的など(第一条～六条)・・・「二一ト」、「ひきこもり」など、社会生活を営む上で困難を抱える子ども・若者の支援のため国、地方公共団体の責務を明確に定め、関係法規を整備し、組織的・財政的支援を行うべきこと・・・

＊具体的支援施策など(第七条～十四条)・・・下位指針としての「大綱(日22年度予定)」を定め、国(政府・中央省庁)と地方公共団体、および民間団体(NPOなど)との総合的連携(官民協働の)を強化すべきものとす

る。都道府県・市町村は具体計画の作成と遂行の責務を有する・・・

■「全国引きこもりKHJ親の会」からみた課題

＊原案に対して異例の修正が行われた衆議院の特別委員会や参議院の内閣委員会での審議の過程において具体的に議員から「ひきこもり」問題の現実が訴えられたが、なお、条文中「ひきこもり」は「社会生活を営む上で困難を抱える子ども・若者の」漠然とした概念の枠内にある。したがって、より具体的な定義(并別分類)が必要となるであろう。内閣府の公式解説でも今後の課題とされている。KHJ親の会はこの推移を見守り予見し、適切な対応が必要である。

◎対象年齢が40歳未満まで引き上げられる

上限は国会答弁や内閣府の解説ではおおむね30歳未満とするが30歳台も視野に入るとされており、いわゆる大人組みゾーンは懸案課題である。

＊支援のための組織体制など(第十五条～二十五条)・・・1)内閣府内に総理大臣を長とする「推進本部」を置く、2)都道府県・市町村には「地域協議会」、「調整機関」、および「NPOなど」指定支援機関を置き、その長(知事・市長など)はこれら機関を統括、支援、助言すべきこと・・・

＊「KHJ親の会」からみて、大きな懸念は「親の会機能」の認知の問題である。厚労省や民主党など議員団には十分説明されており、民間組織のNPOに文言上は含まれるが、なお、大綱(内閣府)や都道府県・市町村など地方行政の計画作成、実践に如何に参画し、さらには「血の通った官民協働のネットワーク」として発展させて行けるかが次なる課題である。

この内容は法律説明会時点のものであり、今後、細部については変わることもあります。内閣府

※この内容は法律説明会時点のものであり、今後、細部については変わることもあります。

内閣府(HPより)

＜子ども・若者育成支援施策の総合的推進＞

子ども・若者育成支援推進法制定の背景

- ◆児童虐待、いじめ、少年による重大事件の発生、有害情報氾濫など、子ども・若者をめぐる環境の悪化
- ◆二一トやひきこもり、不登校、発達障害等の精神疾患など子ども・若者の抱える問題の深刻化
- ◆従来の個別分野における縦割りの対応では限界

◆子ども・若者育成支援推進法の目的(第1条)

- ◆子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備
- ◆社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備

「青少年」と「子ども・若者」 対象年齢30才→40才未満へ

- ◆従来より、「青少年」を0歳からおおむね30歳未満の者ととらえた上で、雇用など特定の施策分野においては30代も対象として施策を推進

- ◆子ども・若者育成支援推進法における「子ども・若者」の年齢の範囲も、この対象範囲と同様(本法では、乳幼児期から30代までを広く対象とし、育成と支援をともに推進するという目的を明確に示すため、「青少年」に代えて「子ども・若者」という言葉を使用)

(前頁からの続き)

＜子ども・若者育成支援の 基本理念(第2条)＞

●国や地方公共団体等が子ども・若者育成支援のための取組を行っていく上での基盤となる基本的考え方を7項目にわたって規定

・子ども・若者育成支援の目標の明確化
・日本国憲法及び児童の権利条約の理念の明示
・良好な家庭環境の重要性の明示

・子ども・若者育成支援に 関わる主体の明確化

・子ども・若者の発達段階に応じた良好な社会環境の整備その他の必要な配慮を行うこと
・教育、福祉等の関連分野における知見を総合して行うこと

・社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を行うこと
〔日本国憲法及び児童の権利条約の理念の明示〕

●本法の依拠すべきものは、国内的には日本国憲法、国際的には児童の権利条約であることを明確化(第1条)

●子ども・若者について、尊厳を重んじる、差別的取扱いを受けないようにする、意見の尊重、最善の利益の考慮などの、日本国憲法及び児童の権利条約の理念を確認的に明示(第2条)

(参考) 児童の権利に関する条約

●第2条

締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。

●第3条(略)

●第12条(略)

＜国における子ども・若者育成支援の枠組み①＞

◎子ども・若者育成支援推進本部の設置(第26条)

●本部長：内閣総理大臣

●副本部長：内閣官房長官及び青少年健全育成を担当する内閣府特命担当大臣

●本部長：国家公安委員会委員長、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、その他内閣総理大臣が指定する国務大臣

◎子ども・若者育成支援推進 大綱の作成(第8条)

(大綱に定めるべき事項)

●基本的な方針

●各関連分野における施策に関する事項

●修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する支援に関する事項等

(大綱の作成スケジュール(見込み))

●法の施行を受け、平成22年内をメドに本部で決定

(地方公共団体における子ども・若者育成支援の枠組み)

◎子ども・若者計画の作成(第9条)

●都道府県は、国の大綱を勘案して作成(努力義務)

●市町村は、国の大綱(及び作成されていれば都道府県子ども・若者計画)を勘案して作成(努力義務)

＜子ども・若者計画の作成に
当たつての留意点①＞

◎国の大綱を「勘案」して作成するという趣旨

・地方公共団体の状況、抱えている問題は様々

・地方分権の観点↓国の大綱にそのまま準拠しなければならぬということではない

＜子ども・若者計画の作成に
当たつての留意点②＞

◎次世代育成支援対策推進法 に基づく行動計画との関係

・子ども・若者計画は、次世代育成支援行動計画とその対象とする範囲が一部重複

・次世代育成支援行動計画の中で、子ども・若者育成支援に関する施策の方針等を定めている例もあり↓次世代育成支援行動計画の中で、子ども・若者育成支援施策の方針等を定める場合も、子ども・若者計画を作成したことになる

〔国民の理解の増進等(第10条)〕

◆これまで、例えば、規則正しい生活習慣や食習慣の形成(早寝早起き朝ごはん運動)、メディアへの過剰接触への対応(ノーテレビデー)、さらには日常生活面での安全の確保(通学時の見守り運動)といった事項が、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動(いわゆる「国民運動」として展開されてきたところであり、今後もこうした活動が推進されるよう、気運の醸成等を図っていくことが必要)

◆子ども・若者に関する広報啓発活動の目標は、国民の「理解と協力」から一歩進んで、多様な主体の参加によって国民運動が展開されること↓国及び地方公共団体は、国民運動の展開に資するために積極的に啓発活動を行うものとする

〔社会環境の整備(第11条)〕

◆本法第2条第3号の基本理念にのっとり、子ども・若者の健全な成長を阻害する行為の防止などの良好な社会環境の整備について必要な措置を講ずることを努力義務として規定↓各都道府県において、有害な図書の販売規制や出会い系喫茶に関する規制等を規定した、青少年の保護育成に関する条例が策定されているところであるが、本条は、今後、こうした取組を更に推進していく上での拠り所となるもの

(地方公共団体及び民間の団体に
対する支援(第14条))

◆地域の取組を強力に推進していくためには、国において、地域の特性に配慮しつつ、地方公共団体の施策及び民間の団体の活動を、情報の提供その他の方法により支援していくことが不可欠↓国は、必要な措置

置(例えば、好事例や先進事例を取り上げた事例集の提供や、関係相互の意見交換、研修会の開催など)を講ずるよう努めることを規定

全国各地区会へのご協力をお願い

【第7次全国アンケート調査】 徳島大学境研究室との

◆新法可決を受け、我々家族・当事者の意見を大綱『新法的具体策』に反映させて行こう！

各地区代表、役員、会員 各位様

本年度の調査では、「ひきこもりと生活の質(QOL)」について、ご本人とご家族の両方からデータを収集することを目的としております。調査を通して、ひきこもり経験者と家族の求める支援のあり方を提言できるものと考えております。

- ・アンケート用紙は **ご家族用**・**当事者用** 2種
- ・アンケート用紙は 11月初旬 各地区会へ発送
- ・アンケートは 11月～明年1月の月例会等で実施

皆さまには宜しくお願い申し上げます。

徳島大学大学院リソ・アーツ・アンド・サイエンス研究部

准教授 境 泉洋

NPO法人 全国引きこもりKHJ親の会(家族会連合会)

本部理事長 奥山 雅久

〔好評につき今期21年度も第4次募集中〕
過去3年余で約31都府県の地区会で開催、
再開催の地区会を含め募集致します

再募集 〔月例会講師の紹介〕

全国地区会へ講師医師の派遣事業

引きこもり者の多くに内在合併している。

(SAD社会不安障害(恐怖)の対応)
臨床医師を月例会講師として派遣

- ・講師謝礼金は基本的にKHJ本部負担
- ・申込はKHJ本部へ
FAX 048-758-5705
(2～3ヶ月先の月例会、日時、会場を確定してお申込み下さい、講師の地元SAD臨床医師は本部で紹介致します)

無 料

引きこもり電話相談

☎ 03-5319-1430

火・木・土 PM1:00～5:00

第4土曜・祭日休み

KHJ東 東京「楽の会」

沖縄県

若者自立塾

社団法人 日本青少年育成協会

<http://www.jyda.jp/>

報告 「引きこもり KHJ 親の会」と 韓国・「ソウル地区会」の交流研修会

韓国のこの問題の第一人者である呂寅仲（ヨ・インジョン）先生の誘いを受け、さる9月28、29日に当会の有志がソウルを訪問し、セミナーおよび、リズム療法の実践的研修会に参加した。

KHJ親の会からは池田佳世副理事長、佐藤調査部会長、境学術部長、千葉「なの花」の藤江会長、フリーライターのサポーターの石川清さん他3人の若者が視察も兼ね参加。

第一日目ソウル市営の宿泊型 青少年育成研修センターといった施設で、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー、それに呂先生のクリニックの院内家族会のメンバーを対象に日本人全員と呂先生がセミナーの講師を務めた。これは韓国の著名な民放（MBC）によって編集・放映されるとのこと。

第2日目ソウル市から40km程の郊外にある旧家（国の重要民俗遺産指定）を利用したリズム療法の実践道場（宿泊可能）といったところで指導を受けた。KBS（韓国NHK）の打楽器演奏チーム、および民間の演奏チームから入門的な指導を受け、2人の韓国のひきこもりOBの若者と家族の参加があり、韓国の若者が日本語混じりで、日本の若者が英語混じりで語りがあっていたことが印象的だった。

リズム療法は、体験的指導の後、盛大な懇親の接待を受け、韓国民族料理の美味と白酒にほだよく酔い、日本側からは「ふるさと（故郷）の合唱や、天の岩戸（神話の寸劇、韓国側からは「アヒラン」の2重唱などの交歓で盛り上がった。

日本の「ひきこもり」問題は世界的にみてどのような位置付けにあるのか、近隣の国の韓国に比べてどうか、類似点・相違点など、なおも定かではない。今回のイベント参加を終えて、①「教えることは学ぶこと」、②日本の地区会同士の意見交換など、さらに内なる研修が重要であることを痛感した。

（文責：調査部 佐藤）

4時間にわたって“特訓”を受ける



実践道場 民俗文化財



伝統打楽器



モダン打楽器



ようこそソウルへ

全引連 KHJ 設立 10 周年記念事業

全国各地区会へのご協力をお願い

なんだかんだ全国的支援者の養成が急務です！

※「引きこもり支援相談士養成講座」合格者を実践ボランティアとして全国の各地区会が受け入れ実務養成をお願い致します。*貴地区会に当講座合格者の参加受入れをお願い致します。

■ ひきこもり支援相談士養成講座が

【財】日本経営教育センターに採用され連携！

財団法人 厚生労働省認可 信頼と実績の歴史
日本経営教育センター

昭和40年の設立以来、[厚生労働省認可財団法人]として、**衛生管理者** **行政書士** **防災士** 各資格の合格者を多数、輩出しております。公益法人だからできる信頼と実績。資格情報から試験情報、各種セミナーのご案内。通信教育・集合教育の専門機関として高い評価を受けております。

TOPICS

- 衛生管理者 出張試験の日程
- 平成21年度 行政書士 試験の実施について
- ひきこもり支援相談士養成講座

ひきこもり支援相談士認定協議会が教材と指導を提供。

- 宅地建物取引主任者講座
- 日本社会心理ケア協会
(社会メンタルヘルスケア・カウンセラー)

不登校・ひきこもりの方も安心

インターネットで自宅学習で高校卒業。

ウィザス高校の特長

- ◆インターネットを利用した学習支援システム
- ◆心のふれあいを大切にしたい教育を実践
- ◆スクールカウンセラーによるメンタル面のケアも充実

ウィザス高等学校
WITHUS HIGH SCHOOL [広域通信・単位制]

0120-130-530 茨城県高萩市 赤浜2086-1(本校)

全国各地に49のキャンパス[学習センター]があるので、どこからでも入学することができます。(平成21年4月現在)

～ウィザス高校の詳しい内容はホームページで～
<http://www.with-us.ed.jp>

社会不安障害総合情報サイト

SADとは“Social Anxiety Disorder”の略称。社会不安障害と呼ばれる病気のことで、

SAD NET

人前で話したり、食べたり、書いたりしようとする、不安や恐怖をおぼえて赤面する、汗が出る、震えや口の渇きがおきる。本人がどんなに苦しくても周りにはなかなかその辛さが伝わらない。この症状、実は脳内物質に関する機能異常による病気の可能性が高いのです。

・おおよそのSAD（社会不安障害）をチェック可
・どこへ行けば治療して貰えるの？
全国2500ヶ所のSAD対応病院が検索できます。

社会不安障害の総合情報サイト
URL：<http://www.sad-net.jp/>

ひきこもりサポートナビ

当会の共同主宰ひきこもりサポートナビ（主宰の柳シンクプロジェクト）が主要メディアで紹介され会員が急増中。

URL：www.hikikomori-navi.com

ひきこもり

今この声を誰か...

医学博士 中垣内正和 推薦のことば 精神科医・

解決の方向を提言する書として本書をお薦めします。

価格800円

FAX 048(758) 5705

「大検」は「高卒認定」に進化！

ひきこもりでも自宅からウェブ学習で1年以内に高卒資格が取得できます！

高認スーパーゲットコース

第一高等学院 www.daiichikoto.net

「いのちの尊厳」

この国は大丈夫なのか？八十歳にて思うこと

太宰府 グループホーム徳弘會代表 松岡 秀暢

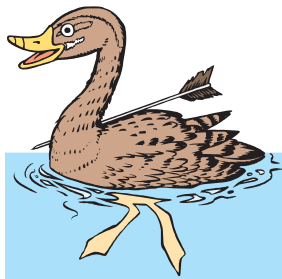
十年間連続で毎年三万人を超える自殺者が出ています。また、子どもによる凶悪犯罪やいじめも広がっており、毎年新たにいじめにあう人がいる状況であり「いのちの尊厳」に対する思いが今日程希薄な時代はないといえよう。

私は少年に頃に国の為命を保つ事ができた。その時に私なりに考えさせられた、国の教育とは恐ろしいもので、魔物のようであるといえる。人間はその教育で右にも左にも向くものだと確信した。

現在の教育は、その時代よりも思いやりの心が欠けており、競争をおおる経済優先にて効率第一主義の考え方と偏差値重視の風潮であり、私は疑問に思う。私達は、国即ち我が家の幸福のために犠牲的に立ち向かう時は我々が第一であると思っていました。現代では公の為ではなく個人の為であり、ただただ命の価値が軽んじられている今こそ、このような今日、医療、教育、農業にも命の価値、物差しが必要となってきた。

現在のいじめは深刻化しており、学級崩壊も依然として後を絶ちません。特にいじめは携帯電話やパソコンを使った「ネットいじめ」にも発展し、「死ね」「殺すぞ」といった暴力的表現が目立ちます。教育、医療など様々なところにおいて、命の基本的な考えが全く感じられません。

「教育が百年の大計」と言わなければ、教育の場で命の大切さを論じる必要があります。



「教育が百年の大計」と言わなければ、教育の場で命の大切さを論じる必要があります。ですが、花瓶の中の花びらは美しいもので、私達を癒してくれています。花瓶の花が枯れてしましますと、美しくもなく癒してくれません。それを一日でも長く生かすのも、人間の心で扱いたいものです。

私の所にはいつも十数名の若者がいて、共同生活をしていきます。彼らの以前の関心は一つ、ゲームでありパソコンであり個人で遊べるものでした。ここでは、共同で色々なことをし、それ以外のものでも複数で遊ぶ事をモットーとしております。そして、心が豊かな人になるようにと私も常に努力しております。

格 言

成功しても納得できない人生。失敗しても納得できない人生を送ろう。

毎月例会に参加して気を楽しんだり情報交換しませんか

特定非営利活動法人（内閣府認証）全国引きこもりKHJ親の会（家族会連合会）
☆親の会（月例会）問い合わせ先（北海道～沖縄）
42支部 6,620 家族と 15 の準地区会で 8,170 家族

○全引連 KHJ本部（全国） 〒339-0057 さいたま市岩槻区本町 1-3-3 らうんじ内 TEL 048-758-5705	NPO 法人 奥山 雅久
○KHJ埼玉「けやきの会」（埼玉県、群馬県） 携帯 080-3176-6674 〒331-0805 さいたま市北区盆栽町 190-3 TEL・RX 048-651-7353	NPO 法人 田口ゆりえ
○KHJ東京都「菜の会」（東京都、） 〒170-0002 東京都豊島区巣鴨 3-4-2 TEL 03-3918-0655 RX 03-3918-7873	池田 佳世
○KHJ西東京「萌の会」（東京都、） 〒167-0051 東京都杉並区荻窪 1-19-4 RX 03-5397-5372	井手 登 井手 宏
○グループコスモス（東京都等） TEL 03-3490-1688 RX 03-3490-1806 〒141-0032 東京都品川区大崎 5-5-3 五反田スカイマンション 303	石尾 瑛子
○KHJ東海なでしこの会（愛知県、三重県、岐阜県等） 〒483-8337 愛知県江南市藤ヶ丘 4-1-1 江南団地 78-106 RX 0587-52-4511	NPO 法人 伊藤 進
○名古屋オレンジの会（愛知県、三重県、岐阜県、近隣県） 〒453-0015 名古屋市中村区椿町 19-7 チサンマンション椿町 304 TEL・RX 052-459-5116	NPO 法人 鈴木美登里
○KHJ北陸会（石川県、福井県）例会会場 石川県金沢市県立女性センター 〒924-0024 石川県白山市北安田町 1381	事務局
○とやま大地の会 TEL 090-3768-1733・RX 076-429-5886 〒939-2455 富山県富山市八尾町大玉生秋「野良里」内	井波 純子
○京都オレンジの会（京都府、奈良県、等）TEL・RX 075-752-0189 〒605-0028 京都市東山区三条通大橋東六丁目分木町 74-3 (2F)	NPO 法人 稲垣 緑
○KHJ「つばさ友の会」大阪 TEL・RX 072-844-0399 (NPO 法人 ISIS 大阪) 〒573-0027 大阪府枚方市大垣内町 1-3-1 マインドビル 1F	事務局
○大阪家族会「虹の会」 〒592-0002 大阪府高石市羽衣 2-4-20 石神記念医学研究所内	原 治 子
○神戸オレンジの会（兵庫県、） 〒652-0805 兵庫県神戸市兵庫区羽坂通 4-2-22 TEL 078-515-8060	NPO 法人 松井 勝也
○情報センターふきのとう姫路（兵庫県） TEL 090-5046-7134 RX 0792-24-5259 〒670-0896 兵庫県姫路市上大野 1-11-6	櫛橋 行雄
○KHJ福岡県「橘の会」（福岡、佐賀、長崎）TEL 090-8222-7403 〒810-0003 福岡県福岡市中央区春吉 1-7-18 タケウチビル 2F 092-731-3091	吉村 文恵
○KHJ高知親の会「やいろ鳥」の会 TEL・Fax 0887-55-1255 〒781-5205 高知県香美郡野市町みどり野東 1-33	竹中あおい
○岩手県青少年自立支援センター「ボランの広場」家族会（岩手県、等） 〒020-0873 岩手県盛岡市松尾町 19-8 TEL 019-605-8632 RX 605-8633	NPO 法人 三宅 均
○KHJみやざき「橘の会」 TEL・RX 0985(31) 1375 〒880-0001 宮崎県宮崎市橘通り 1-4-3 井上ビル 2F	植田美紀子
○KHJ宮城県「タオ」TEL 090-6781-7879 RX 0229-69-5024 〒981-4401 宮城県加美郡加美町宮崎字屋敷 6-23-1	NPO 法人 佐藤 傑
○KHJにいがた「秋桜の会」TEL 090-4017-2889 〒950-0167 新潟県新潟市江南区五月町 1-2-9 TEL・RX 025-382-6912	NPO 法人 三膳 克弥
○KHJ熊本県「橘の会」（熊本、佐賀県、長崎県）TEL 096-322-3548 RX 096-322-3787 〒860-0072 熊本県熊本市花園 7-2435-12	NPO 法人 武井 敬蔵

☆各サークルの月例会（月1回）の役割 ○同じ境遇の親同士で心おきない話し合い。自分達だけが引きこもり（すがり付、とり付）で苦しんでいるのではない、仲間が居るのだという実感。孤立感からの脱却→親の心の癒し→本人の言いつくせぬ気持ち（心）に対応できる良好循環へ ○問題に対する情報の交換（施設、専門医、カウンセラー、薬等）の先輩会員の沢山の例を知る今後の自分達のこの問題に対する対応、心構えをつくってゆく ☆引きこもり KHJ親の会の役割 ○情報の収集と検証（医療施設、専門機関、専門家、各種行政、マスコミ） ○不登校→引きこもり→すがり付→とり付の流れを、早い段階で対応すべく世間に警鐘をならしてゆく ○他県との趣旨の会を立ち上げたり連携をとってゆく→全国組織化○行政の対応や支援、制度化の対応を求めてゆく⇄（社会問題を起こしたり、本人の生涯に渡る永い状況は一家の対応を越えている） ○抜本的施設、「若者の居場所」「グループホーム」の設立と公的助成を

○KHJ青森県「アップルの会」TEL・RX 0178-88-5297 事務局長 〒039-1212 青森県三戸郡階上町蒼前西 5-9-1634 サンハウス内	川村 克彦
○KHJ岡山県「きびの会」TEL・RX 086-482-3707 携帯 090-7541-5263 〒701-0304 岡山県倉敷郡早島町早島 1160-1	NPO 法人 佐々木正俊
○KHJ広島県「もみじの会」TEL・RX 082-924-2922（平日 090-8060-0054 前川） 〒731-5137 広島県広島市佐伯区美の里 2-1-39-801	岡本 弘
○KHJ鹿児島県「橘の会」TEL・RX 0993-38-0320 自宅 TEL 0993-38-1421 〒891-0704 鹿児島県揖宿郡額我町別府 1243	福留 順一
○KHJ静岡県「いっぶく会」TEL・RX 054-245-0766 〒420-0884 静岡県静岡市葵区大岩本町 25-2	中津川舜美
○KHJ香川県「オリブの会」TEL・RX 087-843-9877 〒761-0104 香川県高松市高松町 2574-9	NPO 法人 川井 富枝
○山形県「から・ころセンター」TEL・RX 0238-21-6436 〒992-0026 山形県米沢市東 2-8-116	NPO 法人 伊藤 正俊
○KHJ福島県「FMHPC」TEL 024-943-1678 RX 024-943-1686 〒963-8813 福島県郡山市芳賀 2-21-10	矢吹 孝志
○「いばらきの会」RX 0297-42-7751 〒300-2706 茨城県常総市新石下 4503-1 朋友内	菊地 芳明
○KHJ北海道「はまなす」TEL・RX 011-631-0981 〒064-0824 北海道札幌市中央区北四条西 26 丁目 3-2	田中 敦
○KHJ栃木県「ベリー会」TEL 090-4247-2829 〒329-1105 栃木県宇都宮市中岡本町 4077	NPO 法人 斉藤三枝子
○KHJ神奈川県「虹の会」TEL・RX 045-823-5464 〒244-0814 神奈川県横浜市中区戸塚区南舞岡 4-5-16	鈴木 豊年
○KHJ徳島県「つばめの会」TEL 090-7620-4625 TEL・RX 0883-24-0507 〒776-0014 徳島県吉野川市鴨島町知恵島 372-6	高橋 浩爾
○KHJ千葉県「なの花会」TEL 090-8491-0971 〒267-0055 千葉県千葉市緑区越智町 1701-275	NPO 法人 藤江 幹子
○秋田県「かだれ会」TEL 0185-72-4133 RX 0185-72-4134 〒018-2303 秋田県山本郡山本町森森字石倉沢 1-2 長信田の森心療クリニック（暫定）	
○KHJ山口県「きらら会」TEL・RX 0836-88-2681 〒756-0862 山口県山陽小野田市須恵西 2471-1	NPO 法人（申請前） 小林 攻
○滋賀県「グッドハート」TEL 077-561-8759 RX 077-567-1160 〒525-0034 滋賀県草津市大路上 1 丁目 4 番大丸ソイビル 202 号室	NPO 法人 加藤 日典子
○沖縄県家族のつどい TEL 098-888-1443 RX 098-888-1710 〒901-1104 沖縄県南風原町字宮平 212-3 沖縄県総合精神福祉センター	相談指導課 NPO 法人
○KHJ大分県「大分若者自立支援の会ステップ」TEL 090-1163-8582 〒879-5102 大分県由布市湯布院町川上 3604-14	松本 太郎
○KHJ愛媛県「こまどり」の会 TEL・RX 089-964-4558 〒791-0216 愛媛県東温市野田 2-10-35	渡部 浩二